

令和 7 年度鹿部町会計年度任用職員募集要項

令和 7 年 9 月
鹿 部 町

1 募集期間

令和 7 年 9 月 5 日（金）から令和 7 年 9 月 26 日（金）までの 3 週間

2 職種、採用予定人員及び応募資格

職 種	採用予定人員	応募資格等
一般事務補助	4 人	パソコンの基本操作が可能な方

(注) 1 応募資格等は、特に記載がない限り申込時において、全項目が必須となります。

2 地方公務員法第 16 条の規定により、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 鹿部町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

項 目	内 容
任 用 期 間	令和 7 年 1 1 月 1 日（土）～ 令和 8 年 1 月 3 1 日（土）
勤 務 形 態	パートタイム会計年度任用職員 週 2 4 時間 0 0 分勤務 平日 4 日勤務 1 日 6 時間勤務（8 時 4 5 分から 1 7 時 3 0 分までの間でシフト制） 例：9：00～12：00 勤務 ▶ 1h 休憩 ▶ 13：00～16：00 勤務
休 日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日まで）
勤 務 場 所	鹿部町役場 水産経済課
職 務 内 容	一般事務補助
給料（報酬）	時間額 1,127 円～ ※ 条例、規則に定める基準を満たした場合、時間外勤務手当、通勤手当（通勤手当相当額費用弁償）の支給あり
給料等支給日	翌月 1 5 日（前月分）
休 暇	年次有給休暇・・・あり（※ 1 日） 特別休暇（有給・無給）・・・あり
加 入 保 険 等	雇用保険、共済組合、社会保険（厚生年金部分）
公 務 災 害	公務上の傷病については、町村非常勤職員公務災害補償又は労働者災害補償保険のいずれかにより補償されます。
服 務 等	地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。 パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、次の場合は認められませんので留意願います。

	・兼業を行うことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 ・兼業を行うことによって、職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって本町の信用を損なうおそれがある場合
そ の 他	・会計年度任用職員から正職員への登用制度はありません。

4 選考方法

(1) 書類選考・面接試験

提出いただいた申込書により書類選考を行います。書類選考により漏れた方は面接を受験できません。

書類選考の結果については、令和 7 年 1 0 月 1 日（水）までに通知いたします。

(2) 面接の日程

日時：令和 7 年 1 0 月 7 日（火） 午後 2 時 3 0 分

午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 2 0 分まで受付

場所：鹿部町役場 会議室 3

茅部郡鹿部町字鹿部 252 番地 1

※面接結果は令和 7 年 1 0 月 8 日（水）に郵送で受験者全員に通知します。

5 申込方法及び申込先

(1) 申込書類及び方法

鹿部町会計年度任用職員申込書（所定の様式を使用すること）

※必要事項を記入の上、写真を貼付してください。

※資格証明書、免許証等の写し（資格を要する職種のみ）

※申込書類は、水産経済課で配布するほか、鹿部町のホームページからダウンロードすることができます。

持参又は郵送で下記提出先へ提出してください。

(2) 受付期間

令和 7 年 9 月 5 日（金）から令和 7 年 9 月 2 6 日（金）まで

午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

※郵送の場合は 9 月 2 6 日（金） 必着となります。

(3) 提出先 鹿部町役場 水産経済課

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部 252 番地 1

Tel01372-7-5298

6 その他

申込書類は一切お返しできません。取得した個人情報については、鹿部町会計年度任用職員の選考及び職員の任用のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

なお、採用された方の申込書類については採用後の人事管理資料として利用し、採用されなかった方の申込書類については、一定期間経過後、適切な方法で廃棄します。